

看護職員需給分科会これまでの経緯

- 第7次までの看護職員の需給見通しは、人材確保指針等に基づき、看護職員確保の基本的な資料として、概ね5年ごとに通算7回（第7次需給推計：平成23～27年度）にわたり、病院等への全数調査により把握した数字を積み上げる方法により策定。
- しかし、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制の構築に資するよう、地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点で踏まえた医師・看護職員等の需給について、検討する」とされたことを受け、従来の積み上げ方式ではなく、医師の需給推計方法との整合性を図りつつ、将来の医療需要を踏まえた推計方法を検討することとなった。
- 看護職員需給分科会は、平成28年3月に第1回、平成28年6月に第2回が開催したが、推計に当たっては医療従事者の働き方の見直しの影響についても考慮する必要がある、「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」（平成29年4月報告書とりまとめ）の議論、また、特に医師については、「働き方改革実行計画」（平成29年3月働き方改革実現会議）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」が設けられることとなり、同検討会での議論を踏まえて医師の需給推計を行う方針となったことから、看護職員需給分科会については、基礎データや考え方などの整合性を図る観点から、医師の需給推計のスケジュールに合わせて再開する予定としていた。
- 医師の需給推計については、本年5月に第3次中間とりまとめが行われたこと、看護職員についても、医師と同じ前提での推計が可能となったことから、看護職員需給分科会を再開することとした。